

令和5年9月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和5年9月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
認第17号	令和4年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
認第18号	令和4年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第19号	令和4年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第20号	令和4年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第21号	令和4年度焼津市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第22号	令和4年度焼津市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第23号	令和4年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第24号	令和4年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第25号	令和4年度焼津市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第26号	令和4年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について	〃
認第27号	令和4年度焼津市病院事業会計決算認定について	〃
認第28号	令和4年度焼津市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認第29号	専決処分事件の報告及び承認について（和解について）	1
議第54号	令和5年度焼津市一般会計補正予算（第4号）案	別冊
議第55号	令和5年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第56号	令和5年度焼津市水道事業会計補正予算（第1号）案	〃
議第57号	焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第58号	焼津市道路線の認定について	7
報第18号	令和4年度焼津市土地開発公社の決算状況について	別冊
報第19号	令和4年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について	8
報第20号	私債権の放棄について	11
報第21号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	12

認第29号

専決処分事件の報告及び承認について

「和解について」を令和5年8月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第16号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり和解することについて専決処分する。

令和5年8月1日専決処分
焼津市長 中野弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

和解契約書

焼津市（以下「甲」という。）及び近畿日本ツーリスト株式会社（以下「乙」という。）は、下記の対象事案（以下「本件」という。）に関し、次のとおり和解した。

記

(対象事案)

本件は、乙の従業員が、甲が乙との間で締結した令和3年3月1日付け焼津市新型コロナウイルスワクチンコールセンター等業務委託契約（その後の変更契約書による変更を含む。）及び令和4年4月1日付け焼津市新型コロナウイルスワクチンコールセンター等業務委託契約（その後の変更契約書による変更を含む。）に基づく令和3年3月1日から令和5年3月31日までの間における受託業務（コールセンター業務）について、勤務実績に照らせば、乙が甲に対して請求すべき委託料の合計額は1億6,813万3,460円であったにもかかわらず、各月の請求時に、勤務実績を水増しした内容虚偽の請求書及び実績報告書等を甲に提出するなどして、あたかも当該請求内容が真実の勤務実績に基づく請求であるかのように装う行為を繰り返し行い、甲をして、真実合計2億1,071万5,175円相当の委託料が生じたように誤信させることにより、甲を欺いて乙に対し当該額を支払わせ、不当に利得した事案である。

- 1 乙は、甲に対し、本件に関する不当利得金として4,258万1,715円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲に対し、前項の金額のうち、次の表に掲げる各不当利得額に応じた起算日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

不当利得額	起算日
74万8,990円	令和3年4月30日
9万1,960円	令和3年6月24日
57万4,750円	令和3年7月29日
71万2,690円	令和3年8月26日
71万2,690円	令和3年9月30日
68万9,700円	令和3年10月28日
93万7,750円	令和3年12月9日
60万5,000円	令和3年12月23日
60万5,000円	令和4年2月24日

234万1,955円	令和4年3月10日
193万1,160円	令和4年3月31日
213万8,070円	令和4年4月28日
221万4,300円	令和4年6月9日
273万5,810円	令和4年6月23日
257万4,880円	令和4年7月28日
328万7,570円	令和4年8月25日
287万3,750円	令和4年9月29日
206万9,100円	令和4年10月27日
236万7,970円	令和4年11月24日
372万4,380円	令和4年12月22日
439万1,090円	令和5年1月26日
255万1,890円	令和5年2月22日
149万4,350円	令和5年3月30日
20万6,910円	令和5年4月27日

3 乙は、甲に対し、前2項の金員を令和5年8月10日限り、甲が別途指示する甲名義の預金口座に振り込む方法で支払う。この振込手数料は、乙の負担とする。

4 甲及び乙は、本件に関し、この和解契約書に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、本和解契約締結後に、甲において本件に関する乙の不正請求が新たに発覚した場合にはこの限りでない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を所持する。

令和5年8月1日

(甲) 焼津市本町二丁目16番32号

焼津市長 中野 弘道

(乙) 東京都新宿区西新宿2-6-1

新宿住友ビル36F

近畿日本ツーリスト株式会社

代表取締役社長 高浦 雅彦

期日	内 容
令和5年4月19日	乙から令和2年度から令和4年度にかけ受託していた新型コロナワクチン接種に伴うコールセンター業務において、過大請求があった旨甲に報告があった。
令和5年4月20日	乙の代表取締役社長、東日本支社長、静岡支店長が来庁し、謝罪と報告があった。 甲としても事実関係を徹底的に究明するため、検証に着手した。
令和5年4月25日	乙に対し、文書にて関係帳票等の提出を求めた。
令和5年5月2日	乙による記者会見にて、新型コロナ関連業務の委託を受けた全国86の自治体に対し最大16億円の過大請求があったとの発表があった。
令和5年6月15日	乙関西法人MICE支店の3人が詐欺の疑いで逮捕された。
令和5年6月23日	乙から甲に対し文書により謝罪と報告書が提出された。
令和5年7月18日	過大請求に係る検証作業が完了し、過大請求額が確定した。 甲は、乙を大阪府警察に刑事告訴した。 乙静岡支店の担当者1人が逮捕された。

焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

焼津市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

焼津市印鑑条例（昭和51年焼津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機等（地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置した端末機又はこれと同様の機能を有する端末機で本市が庁舎等に設置したものをいう。）を使用し、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録されたものに限る。以下「個人番号カード」という。）を使用し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号を入力する方法

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものに限る。以下「移動端末設備」という。）を使用し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他規則で定める措置を講ずる方法

第16条第2項中「においては、」の次に「前条第2項第1号に定める方法による申請にあつては」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同項後段中「より」の次に「、前条第2項第2号に定める方法による申請にあつては移動端末設備の使用及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他規則で定める措置が講じられたことにより」を加え、同条第3項中「前条第2項」を「前条第2項第1号」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「入力」の次に「、前条第2項第2号に定める方法による申請にあつては移動端末設備の使用及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他規則で定める措置の実施」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和5年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
大住中島分譲地五号線	焼津市大住 575 番 5 地内	
	焼津市大住 575 番 5 地内	

令和4年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和5年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

1 健全化判断比率

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	6.4%
将来負担比率	—

2 資金不足比率

水道事業会計	—
病院事業会計	—
公共下水道事業会計	—
温泉事業特別会計	—

令和4年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について（参考資料）

1 一般会計等に係る健全化判断比率

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.89%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.89%	30.00%
実質公債費比率	6.4%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	—	350.0 %	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されません。

※ 将来負担比率はマイナス値となるため、算定されません。

2 公営企業に係る資金不足比率

会 計	比 率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
温泉事業特別会計	—	

※ いずれの会計においても、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

3 各比率について

(1) 実質赤字比率

$$= \text{一般会計等の実質赤字額} / \text{標準財政規模} \times 100$$

$$\triangle 3,025,636 \text{ 千円 (黒字)} / 28,233,163 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 10.71\%$$

(2) 連結実質赤字比率

$$= \text{地方公共団体の連結実質赤字額} / \text{標準財政規模} \times 100$$

$$\triangle 9,262,220 \text{ 千円 (黒字)} / 28,233,163 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 32.80\%$$

(3) 実質公債費比率

$$= \text{一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金} / (\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}) \times 100 \quad (\text{3か年平均})$$

$$(6.72643 + 6.27191 + 6.35949) / 3 = 6.4\%$$

$$\text{令和2年度} : 1,647,314 \text{ 千円} / 24,490,173 \text{ 千円} \times 100 = 6.72643$$

$$\text{令和3年度} : 1,611,403 \text{ 千円} / 25,692,383 \text{ 千円} \times 100 = 6.27191$$

$$\text{令和4年度} : 1,587,290 \text{ 千円} / 24,959,387 \text{ 千円} \times 100 = 6.35949$$

(4) 将来負担比率

=一般会計等が将来負担すべき公営企業等を含めた実質的な債務 / (標準財政規模 - 算入公債費等の額) × 100

$$\Delta 1,083,737 \text{ 千円} / 24,959,387 \text{ 千円} \times 100 = \Delta 4.3\%$$

(5) 資金不足比率

=公営企業ごとの資金の不足額 / 事業の規模 × 100

水道 $\Delta 1,887,060 \text{ 千円 (黒字)} / 1,966,881 \text{ 千円} \times 100 = \Delta 95.9\%$

病院 $\Delta 3,261,683 \text{ 千円 (黒字)} / 12,336,649 \text{ 千円} \times 100 = \Delta 26.4\%$

下水道 $\Delta 33,838 \text{ 千円 (黒字)} / 579,899 \text{ 千円} \times 100 = \Delta 5.8\%$

温泉 $\Delta 1,001 \text{ 千円 (黒字)} / 21,291 \text{ 千円} \times 100 = \Delta 4.7\%$

私債権の放棄について

焼津市債権管理条例（平成22年焼津市条例第9号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

放棄した私債権の名称	放棄した私債権の額		放棄した事由			その他必要な事項
	金額（円）	件数	放棄理由	金額（円）	件数	
奨学資金貸付金元金	6,252,800	24	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	6,252,800	24	放棄した期日 令和5年3月31日 時効期間 10年
水道料金	802,507	257	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	749,289	247	放棄した期日 令和5年3月31日 時効期間 2年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	53,218	10	
焼津市立総合病院使用料及び手数料	2,321,910	28	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	1,281,910	26	放棄した期日 令和5年3月31日 時効期間 3年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	1,040,000	2	

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年8月8日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出
焼津市長 中野 弘道

専第17号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年8月8日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 970,266円